

立福介第 1056 号
令和 2 年 6 月 18 日

介護サービス事業所 管理者
居宅介護支援事業所 管理者 各位

立川市福祉保健部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（通所介護・短期入所生活介護における報酬上の取扱いについて）

立川市の介護保険事業につきまして、日頃からご理解とご協力を賜り感謝しております。

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」〔以下、「臨時的取扱い」という。〕（第 1 2 報）（令和 2 年 6 月 1 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）につきまして、本市における具体的な運用を下記のとおりとします。

なお、この運用については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために臨時的・限定的に行うものであることを申し添えます。

記

臨時的取扱い（第 1 2 報）に基づく取扱いを実施するに当たり、次の点に注意してください。運用については臨時的取扱い（第 1 3 報）についても合わせてご確認ください。

1. 利用者の同意を得る

臨時的取扱い（第 1 3 報）では必ずしも書面による同意確認を得る必要はないとありますが、利用者の自己負担額が変わるため、事前に文書等により同意を得ることが望ましいと考えます。

2. 介護支援専門員との連携

当該介護報酬の算定を行う事業者は、担当である介護支援専門員に対し、

- ① 事前に利用者の同意を得ていることを報告してください。（同意書等を介護支援専門員に提示する等）
- ② 当該取扱いによる算定の内容を具体的に伝えてください。

3. 通所介護等の延長加算の算定に係る届出

通所介護等（※ 1）の事業所においては、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分の 2 区分上位の報酬を算定することが可能となり、それにより延長加算を算定する事業所におきましては、※ 2 のとおり事務手続きをしてください。

※1 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション

※2 特例措置として請求エラーとならないようにするために、7月審査分（6月サービス提供分）から国保連システムの仕様を変更する旨の連絡がありました。これを受けて、時間延長サービス体制が「可」として届け出られていない事業所についても、臨時的取扱い（第12報）に基づいて延長加算を算定する場合に限り、6月サービス提供分から延長加算の算定が可能となります。また、臨時的取扱い（第12報）に基づいて延長加算を算定する取扱いが終了する時も、臨時的取扱い（第12報）に基づいて延長加算を算定していた事業所については、「対応不可」の届出を改めて提出する必要はありません。

4. 区分支給限度基準額

当該取扱いの実施をしても、区分支給限度基準額の取扱いには変更がないことから、当該介護報酬の算定を行う事業者は、2の介護支援専門員との連携の際に区分支給限度基準額を超えることがなかった場合、当該取扱いについて再検討してください。

5. サービス利用票の取扱いについて

当該介護報酬の算定を行う事業者は、居宅サービス計画書（標準様式第6表、第7表等）に係るサービス内容やサービスコードなどの記載に見直しが必要となりますが、これらについてはサービス提供後に行っても差し支えありません。

月末にサービス利用回数が確定後、当該介護報酬の算定を適用したサービス利用票を作成して、利用者またはその家族等に交付してください。

6. 給付管理票と介護給付費明細

介護支援専門員が作成する給付管理票と居宅サービス事業所が作成する介護給付費明細それぞれに反映させ、請求の際に一致するようにしてください。

※記録について

利用者や介護支援専門員との一連のやり取りについて、すべて記録に残してください。

※適用の開始について

事前に利用者から同意を得て、介護支援専門員と連携をする必要があることから、**令和2年6月利用分から適用とします。**（適用の終了日は現時点では未定です。）

立川市福祉保健部介護保険課 事業者係 電話：042-523-2111 内線 1441 FAX：042-522-2481
--